

「ニコン奨学金」制度運営要領

理事長裁定
制 定 令和 5 年 5 月 1 日

独立行政法人国立高等専門学校機構（以下「機構」という。）は、独立行政法人国立高等専門学校機構寄附金取扱規則（機構規則第45号）に基づき、株式会社ニコン（以下「ニコン」という。）から受け入れる寄附金について、「ニコン奨学金」（以下「奨学金」という。）として機構が設置する各国立高等専門学校（以下「学校」という。）に在学する学生にこれを給付し、経済的支援を行うにあたり、制度運営要領を次のとおり定める。

（奨学金の目的）

第1条 この奨学金は、人と機械が共創する社会とともに築く将来の産業基盤を支える理工学系人材の育成を目的とし、機構及びニコンが奨学生として相応しいと認めた学生を対象に給付を行うものである。

（本科生の申請資格）

第2条 奨学生としての採用に申請できる本科学生は、第2学年又は第4学年に在学している学生で、次の各号の基準を満たす者とする。

- 一 機械系、材料系、電気系、電子系、情報系、化学系、生物系、建設系、建築系、複合系及び経済・ビジネス系のいずれかの学科に所属している者
- 二 前年度の学業成績が所属学科（複合系学科の場合は所属コース）内の上位3分の1以内である者
- 三 前年度又は前々年度の世帯の総収入が年額730万円以下であること。
- 四 その他、募集要項に記載された事項に該当又は対応できる者

（専攻科生の申請資格）

第3条 奨学生としての採用に申請できる専攻科学生は、第1学年に在学している学生で、次の各号の基準を満たす者とする。

- 一 専攻科における研究内容に機械系、材料系、電気系、電子系及び情報系のいずれかを含むこと。
- 二 前年度又は前々年度の世帯の総収入が年額730万円以下であること。
- 三 その他、募集要項に記載された事項に該当又は対応できる者

（奨学金の種類）

第4条 奨学金は、給付型（返還を要しないものをいう。）とする。

2 原則として、他の奨学生との併給は妨げない。

(奨学生の採用人数)

第5条 本科第2学年又は第4学年での奨学生の採用人数は機構全体で毎年度各15名までとする。

2 専攻科第1学年での奨学生の採用人数は機構全体で毎年度10名までとする。

(給付額及び給付方法)

第6条 紙付金額は、奨学生一人当たり本科学生は月額2万円、専攻科学生は月額3万円とする。

2 奨学生は、機構から奨学生本人名義の口座へ、原則として1回あたり6か月分をまとめて振り込む。

(実施及び給付期間)

第7条 奨学生は、令和9年度まで採用するものとする。なお、令和10年度以降の奨学生の採用については、機構とニコンが協議の上、その前年度の奨学生の募集開始前までに都度、判断を行う。

2 奨学生の給付期間は、採用から2年間とする。

(申請)

第8条 奨学生としての採用を志望する者は、募集要項及び所属する学校の定めるところにより必要書類を、所属する学校の校長へ提出する。

2 過去に奨学生を受給した者であっても、奨学生としての採用を志望することができる。ただし、第13条第1項又は第14条第3項により、奨学生の停止又は返還を求める措置を受けた場合にはこの限りではない。

(受給資格の認定)

第9条 校長は、申請のあった学生について、その提出書類に基づき、第2条又は第3条に該当するかどうかを確認し、認定する。

(候補者の推薦)

第10条 校長は、前条により受給資格要件を満たしていると認定した学生のうち、指導教員等の意見を聴取の上、募集要項に定める人数を上限に学生を選考し、機構本部が定める期限までに、機構本部に候補者を推薦する。ただし、複数キャンパスを有する高専はキャンパス毎に募集要項に定める人数を上限に学生を選考し、推薦するものとする。

(奨学生の選考及び決定)

第11条 機構本部は、学校から推薦のあった者について、学業成績や世帯の収入状況により、原則として募集定員のおよそ1.5倍を上限に第一次選考を行う。

2 理事長は、第一次選考により選ばれた学生について、機構の学生支援・課外活動を担当する理事の意見を聴取の上、第二次選考を行い、奨学生を決定する。

(選考結果の通知等)

第12条 機構は、推薦のあった学校の校長に選考結果を通知する。

2 校長は、前項の通知を受けた場合は、申請者に対して結果を通知する。

(奨学金の休止、停止又は返還)

第13条 奨学生について、次の各号に掲げる事由が発生したときは、事情を鑑みた上で、理事長は奨学金が休止、停止又は返還を求めことがある。

- 一 退学又は除籍となったとき。
- 二 休学となったとき。
- 三 懲戒処分を受けたとき。
- 四 成績不良により原級留置となったとき。
- 五 申請内容に虚偽があったとき。
- 六 その他、校長が奨学金の給付を取り消すに足る事由があると判断したとき。

2 前項各号に掲げる事由が発生したときは、校長はすみやかに理事長に報告するものとする。

(奨学生の義務)

第14条 奨学生は、所属する学校の規則等を遵守し、積極的に学業に精励しなければならない。

2 奨学生は、ニコンが主催するイベント等に積極的に参加しなければならない。

3 奨学生が所属する学校の校長は、給付1年目の年度末に、奨学生の学業成績を機構に報告しなければならない。これにより当該年度の学業成績に不可の科目が確認された場合には、前条第1項第四号に準ずるものとして、奨学金が停止されることがある。

(事務)

第15条 奨学生候補者の選考に関する事務は、機構本部事務局学務課において処理する。

(その他)

第16条 この要領に定めるもののほか、必要な事項については、毎年度の募集要項又

は別に定めるところによる。

附 則（令和5年5月1日制定）

この要領は、令和5年5月1日から施行する。